

令和 8 年度答申第 5 6 号
令和 8 年 8 月 3 日

諮問番号 令和 8 年度諮問第 1 6 号（令和 8 年 5 月 2 5 日諮問）
審 査 庁 国税庁長官
事 件 名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、A 国税局長（以下「処分庁」という。）が、国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）8 2 条 1 項 1 号、2 号及び 3 号の規定に基づき、同法 9 8 条 1 項、9 9 条及び 1 0 1 条 1 項の規定に違反したとして免職の懲戒処分をした審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）に対し、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号。以下「退職手当法」という。）1 2 条 1 項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- （1）国家公務員法 8 2 条 1 項は、職員が同項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる旨規定し、同項 1 号は、職員が同法又は同法に基づく命令に違反した場合、同項 2 号は、職務上の義務に違反し、又は職務を

怠った場合、同項３号は、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合を掲げる。

また、国家公務員法９８条１項は、職員がその職務を遂行するについて、法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないこと、同法９９条は、職員がその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと、同法１０１条１項は、職員が法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないことをそれぞれ規定する。

- (２) 退職手当法２条１項は、退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給する旨規定する。

退職手当法１２条１項は、退職をした者が同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（国家公務員法その他の法令の規定により職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。）は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨規定し、同項１号において懲戒免職等処分を受けて退職をした者を掲げる。なお、上記の「懲戒免職等処分」とは、退職手当法１１条１号において、国家公務員法８２条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいうと規定する。

そして、退職手当法１２条１項の「政令で定める事情」について、国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号。以下「退職手当法施行令」という。）１７条は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響とすると規定する。

- (３) 「国家公務員退職手当法の運用方針」（昭和６０年４月３０日総人第２６１号。令和７年３月３１日閣人人第１５３号による改正前のもの。以下

「運用方針」という。)は、12条関係1号において「非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするものとする。」と規定する。

また、運用方針12条関係2号において、「一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合」につき、退職手当法施行令17条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、運用方針12条関係2号イからニまでのいずれかに該当する場合に限定するとし、同号イでは「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」、同号ロでは「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」、同号ハでは「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」、同号ニでは「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」を掲げる。

さらに、運用方針12条関係3号から7号までにおいて、「一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合」につき、退職手当法施行令17条に規定する勘案すべき各事情を検討する際の例を挙げており、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」については運用方針12条関係3号が、「当該退職をした者の勤務の状況」については運用方針12条関係4号が、「当該非違に至った経緯」については運用方針12条関係5号が、「当該非違後における当該退職をした者の言動」については運用方針12条関係6号が、そして「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」については運用方針12条関係7号がそれぞれ例を挙げている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成5年4月1日にA国税局に採用され、平成29年7月10日から令和2年7月9日までB税務署資産課税部門上席国税調査官として、同月10日から令和3年7月9日までB税務署法人課税部門上席国税調査官として、同月10日から令和6年7月9日までC税務署特別国税調査官（個人調査（開発調査）担当）上席国税調査官として、同月10

日から退職日である同年１２月２０日までＣ税務署法人課税部門上席国税調査官として勤務していた。なお、審査請求人は、過去に処分庁から懲戒処分を受けた事実はない。

(処分説明書、退職手当支給制限処分書)

(２) 処分庁は、令和６年１２月２０日付けで、審査請求人に対し、国家公務員法８２条１項１号、２号及び３号の規定に基づき、免職の懲戒処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）を行い、同日、「懲戒処分の公表指針について」（平成１５年１１月１０日総参－７８６人事院事務総長発。以下「公表指針」という。）に基づき、その概要を公表した。

ア 処分の理由

(ア) 審査請求人は、税務職員でありながら、自身の平成２９年分から令和４年分までの所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）に関し、要件を具備していない親族に係る扶養控除、配偶者控除及び障害者控除（以下「扶養控除等」という。）の各所得控除を適用した確定申告書又は更正の請求書を作成及び提出したほか、令和５年分の所得税等に関しては、Ｄ派遣国税庁監察官の調査において配偶者控除並びに実母に係る扶養控除及び障害者控除の要件を具備していないことを指摘されたにもかかわらず、これを適用した確定申告書を作成及び提出し、合計１５７万８０００円の税負担を免れた（以下これら２つの各行為を併せて「本件非違行為１」という。）。)

(イ) 審査請求人は、実父であるＥから委任された平成２９年分から令和３年分までの所得税等の確定申告並びに実母であるＦ、妻であるＧ、長女であるＨ、次女であるＩ及び三女であるＪ（以下実父、実母、妻、長女、次女及び三女を併せて「親族ら」という。）から委任された平成２９年分から令和４年分までの所得税等の確定申告に関し、配当所得金額及び同所得に係る源泉徴収税額を過大に計上するほか、実態のない事業損失や上場株式等に係る譲渡損失を計上するなどにより合計所得金額を３８万円以下（令和２年分以降は４８万円以下）であるかのように仮装した確定申告書を作成及び提出し、当該親族らに合計４２万７６７８円の還付金を不正に受けさせたほか、合計１２５万３６００円の税負担を免れさせた（以下「本件非違行為２」という。）。)

(ウ) 審査請求人は、扶養手当の認定手続において、妻及び次女の収入金額を確認することなく扶養親族の要件を満たしているとした不適切な

届出を行い、令和元年6月賞与分から令和6年6月分までの扶養手当合計107万8386円を過大に受給したほか、同扶養手当の認定に伴い、平成29年10月から令和6年5月までの間、財務省共済組合に療養給付金合計183万1250円を過大に負担させた（以下これら2つの各行為を併せて「本件非違行為3」という。）。）。

（エ）審査請求人は、令和2年4月10日から令和5年5月24日までの間、勤務時間中に株取引等を合計45回行った（以下「本件非違行為4」といい、本件非違行為1から本件非違行為4までを併せて「本件各非違行為」という。）。）。

イ なお、審査請求人は、自宅にあるパソコンに保存していた申告関係書類のデータについて、監察官による非行監察が開始された後にすべて削除した。

（懲戒処分書、処分説明書、報道発表資料、質問回答書、各申述記録書）

（3）審査請求人の退職に係る退職手当管理機関である処分庁は、本件懲戒免職処分の日と同日である令和6年12月20日付けで、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等1718万5919円の全部を支給しないこととする処分（本件支給制限処分）をした。

なお、本件支給制限処分の処分書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）82条に基づく教示として、「この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対してすることができる」と記載されていた。

（退職手当支給制限処分書）

（4）審査請求人は、令和7年1月21日（受付日）、審査庁に対し、本件支給制限処分の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

（5）審査庁は、令和8年5月25日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）本件支給制限処分について全部取消しを求める。

（2）審査請求の理由

ア 審査請求人は、税務職員でありながら不適切な所得税申告等を作成、

提出していたことについて深く反省している。審査請求人の行為について、納税者に適正な申告を求める立場にある税務職員としてあるまじき行為と非難されても異議はない。審査請求人は、税務調査や監察官調査においても協力的かつ誠実に対応した。審査請求人は職務において、脱税等の不正などには厳正に対応し処理してきたという自負があった。その審査請求人が、仮装し脱税を行ったとまで認定され処理されたことには残念である。

イ 審査請求人は、扶養手当の認定手続において、妻及び次女の収入金額を確認することなく扶養親族の要件を満たしているとした不適切な届出をしたことについても深く反省している。適切に確認し届出を行えば、扶養手当等の過大計上金額及び療養給付金が指摘されるほど多額にならずに済んでいたし、多額の返納金とならなかった。

ウ 審査請求人は、令和2年4月10日から令和5年5月24日までの間、勤務時間中に株取引等を行ったことについては深く反省している。

エ 審査請求人の一連の行為については、公表を通じて税務行政に対する国民の理解と信頼を著しく損ない、今後の税務行政に多大な影響を及ぼす信用失墜行為であると認識しており、深く反省している。

オ 告知等もなく突然、審査請求人は本件懲戒免職処分を通知され、通知以降の審査請求人の生活等は極めて困難なものとなっている。今まで長年勤務してきた組織に多大な迷惑をかけたことを十分に反省しているが、本件支給制限処分は審査請求人に死ねというのに等しい処分であり、何とぞ再考をお願いしたい。審査請求人はまだ就労前の子供を3人有しており本件支給制限処分により生活がたちまち困窮している。

(3) 退職手当法12条及び退職手当法施行令17条で定める各事情に関して、次のとおり、各事情の検討において軽減すべき事情がある。

ア 審査請求人が行った非違の内容及び程度

本件非違行為1については、実父が認知症を患っていたなど障害者控除の適用には理由があった。

また、本件非違行為2については、実父自身が作成していた過去の実父の所得税等の確定申告において経費の計上漏れがあったのだから、実父の確定申告において過大な経費を計上したことには理由があった。

さらに、本件非違行為3については、妻や次女には一定の収入があったが多額ではなく、また給与を年間100万円以下に抑えるように伝えてい

たことから、給与が年間１００万円以下であるなら扶養手当等の申請において誤りは生じないだろうと考えており、未必的な故意はなかった。これらの点は、処分を軽減すべき事情となる。なお、税務職員でありながらずさんな処理を行ったことは深く反省している。

イ 審査請求人が占めていた職の職務及び責任

本件非違行為１及び本件非違行為２は、職務に関連した非違ではない。

ウ 当該非違に至った経緯

本件非違行為１及び本件非違行為２について、審査請求人は、脱税にならない範囲で節税を検討したものであって、所得金額を少なく調整して申告する等の脱税を意図したものではない。

エ 当該非違後における当該退職をした者の言動

審査請求人は、監察官から扶養手当に係る被扶養者の要件に該当しない可能性があるとの指摘を受けた後に、自主的に所属税務署の総務係に、被扶養者の所得税等の確定申告書、過去１０年間の銀行取引履歴、証券会社取引履歴及び配当金計算書等を提出したほか、税務署の総務係から返納するよう指示された扶養手当等の金額については全額返納している。また、審査請求人に対する税務調査において、当該調査を担当した職員から指摘を受けた事項について、修正申告書の提出を行った上で、当該修正申告書により発生した追徴税額については全額納税している。

加えて、監察官の求めに応じて、税務調査と監察官調査の双方が審査請求人の税務等資料を共有することについての同意書を提出するなど、監察官の調査に対しては可能な限り協力し回答した。

第２ 諮問に係る審査庁の判断

１ 事実関係等に基づき、退職手当法１２条１項、退職手当法施行令１７条及び運用方針１２条関係各号に照らして、本件支給制限処分を行う際に勘案すべき各事情を検証すると、以下のとおりである。

- (１) 「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」(運用方針１２条関係２号)の観点については、本件各非違行為により審査請求人は懲戒免職処分とされており、またその具体的な非違行為の内容は、審査請求人及び親族らの不適切な申告、扶養手当等の不正受給並びに勤務時間中の株取引など多岐にわたっている。

特に、本件非違行為１及び本件非違行為２については、処分庁から提出された証拠である申述記録書によれば、少しでも税金を安くしたいという

考えの下、税務署での確定申告書の審査基準を考慮した上で確定申告書に記載すべき金額を不正に調整し、審査請求人や親族らの税負担を免れ過大な還付金を受け取ったものであることから、審査請求人の故意に基づく極めて重大な非違行為といわざるを得ない。

審査請求人は、本件非違行為 1 について、実父が認知症を患っており障害者控除には理由があった旨を主張しているが、処分庁から提出された証拠である申述記録書によれば、令和 2 年分の年末調整で実父や実母を扶養控除の対象としたことについて何ら指摘されなかったことを奇貨とし、年末調整手続では何も事実確認をされることはない、人的な控除については税務署の還付審査で確認するはずはないという考えの下、主治医等に確認することなく自己の判断により実父の障害者控除につき段階的に控除額を引き上げて適用したのであるから、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人は、本件非違行為 2 について、過去の実父の所得税等の確定申告において経費の計上漏れがあった旨を主張しているが、概算経費などとして根拠のない金額を計上することは不正な行為であるから、審査請求人の主張には理由がない。

さらに、審査請求人は、本件非違行為 3 について、妻や子には給与を年間 100 万円以下に抑えるように伝えていることをもって年間 100 万円以下の収入であれば扶養手当等の申請に誤りが生じることはないと考えていたことなどを主張しているが、上記第 1 の 2 (2) ア (イ) のとおり、審査請求人は妻や次女の確定申告書等を作成していたのであるから、審査請求人が妻や子の給与収入が年間 100 万円以下と認識していたとは認められず、審査請求人の主張には理由がない。

したがって、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件各非違行為は、運用方針 12 条関係 2 号に照らすと、退職手当等の一部不支給にとどめることを検討する余地がある場合として規定する同号イからニまでのいずれにも該当しないこととなるから、一部不支給とすべき理由はない。

- (2) 上記 (1) を踏まえると、審査請求については一部不支給の処分にとどめることとすることを検討すべき積極的な事情は認められないこととなるが、退職手当法施行令 17 条及び運用方針が定める他の勘案すべき事情について、退職手当等支給制限の処分を軽減し一部不支給とすべき事情が認められないかを検討すると次のとおりである。

ア 当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任

審査請求人は、本件各非違行為を行った当時、B税務署ないしはC税務署において上席国税調査官として勤務していた。処分庁から提出された証拠である申述記録書によれば、審査請求人は、水増しする源泉徴収税額などの金額の調整に当たっては、税務署において自らが従事していた確定申告事務の経験から、少ない配当金なので少しぐらい配当金額とそれに見合う源泉徴収税額を水増しして申告しても税務署の審査で引っかかったり、事後的に税務署から問合せが来たりすることもないだろうなどと考えていたことがうかがわれる。こうしたことからすれば、本件非違行為1及び本件非違行為2について、審査請求人の職務との関連が認められることは明らかである。

審査請求人は、本件非違行為1及び本件非違行為2は職務に関連した非違ではない旨主張するところ、前述のとおり、職務との関連が認められるから、その主張には理由がない。

したがって、運用方針12条関係3号に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」に照らすと、本件支給制限処分を加重すべき事情は認められるが、軽減すべき事情は認められない。

イ 当該退職をした者の勤務の状況

審査請求人は過去に類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けた事実はないことから、運用方針12条関係4号に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」に照らすと、本件支給制限処分を加重すべき事情は認められないが、軽減すべき事情も認められない。

ウ 当該非違に至った経緯

上記(1)のとおり、審査請求人は、少しでも税金は安くしたいと考え、審査請求人の確定申告等を行ったことが認められるから、その動機に斟酌すべき事情はない。なお、審査請求人は、本件非違行為1及び本件非違行為2について、脱税にならない範囲で節税を検討していたものであって、所得金額を少なく調整して申告する等の脱税行為は行っていないなどと主張するが、上記アのとおり、審査請求人は水増しする源泉徴収税額などの金額の調整に当たっては税務署の審査に引っかかるかどうかや事後的に税務署から問合せが来るかどうかといったことを意識していたのであって、本件非違行為1及び本件非違行為2が不正な申告であることを十分に認識していたことは明らかであるから、審査請求人の主張には理由がない。

したがって、非違に至った経緯は、税金を安くしたいという審査請求人

の身勝手な動機によるものであって、審査請求人の主張には理由がなく、また、他に特に斟酌すべき点もないことから、運用方針12条関係5号に規定する「当該非違に至った経緯」に照らすと、本件支給制限処分を加重すべき事情は認められるが、軽減すべき事情は認められない。

エ 当該非違後における当該退職をした者の言動

審査請求人は、非行監察が開始された後、自宅のパソコンに保存していた申告関係書類のデータを削除しており、処分庁から提出された証拠である申述記録書によれば、当該データの削除は監察官に確認されたくないと考えたことによるものであるから、非違を隠蔽する行動を取ったことが認められる。

なお、審査請求人は、自主的に所属する税務署の総務係に被扶養者の所得が分かる書類を提出したこと及び税務調査や監察官の調査に協力していたことに加え、追徴税額等については全額納付した旨を主張する。

審査請求人は、非行発覚後に監察官の調査等に協力し追徴税額等について全額納付している。

しかし、前述のとおり、審査請求人は非行監察開始後にパソコンのデータを意図的に削除していること及び監察官の取調べで指摘を受けたにも関わらず、不適切な確定申告を続けたことを踏まえると、審査請求人の主張する行動をもって、審査請求人が非違による被害や悪影響を最小限にするための行動を取ったと評価することは相当ではない。

以上を勘案すると、審査請求人は、パソコンのデータを削除することにより非違を隠蔽する行動を取ったと認められる一方、審査請求人が主張する行動は、本件支給制限処分を軽減すべき事情とは認められない。

よって、運用方針12条関係6号に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」に照らすと、本件支給制限処分を過重すべき事情は認められるが、軽減すべき事情は認められない。

オ 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響

処分庁は、公表指針に基づき、本件各非違行為に係る懲戒処分の概要を公表しており、本件懲戒免職処分は、新聞各紙において報道されていることから、当該報道に触れた国民の税務行政に対する理解と信頼を著しく損なうこととなり、今後の税務行政に多大な影響を及ぼすことになったと認められる。

したがって、運用方針１２条関係７号に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」に照らすと、本件支給制限処分を加重する事情はあれ、軽減すべき事情は認められない。

- (３) 以上を踏まえると、審査請求人について、退職手当等の一部不支給にとどめることを検討すべき積極的な事情は認められず、また、退職手当等支給制限の処分を過重すべき事情こそあれ軽減すべき事情は認められない。

本件支給制限処分は、退職手当法１２条１項及び退職手当施行令１７条に規定する勘案すべき事情を運用方針１２条関係の趣旨に沿って検討し行ったものであり、本件支給制限処分に係る判断が社会通念上著しく妥当性を欠くものであったとは認められず、また、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとは認められない。

- ２ したがって、退職手当等を全部不支給とした本件支給制限処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、行審法４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

第３ 当審査会の判断

当審査会は、令和８年５月２５日、審査庁から諮問を受け、同年７月２日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和８年６月２２日、主張書面及び資料の提出を受け、審査請求人から、同月３０日、同年７月６日及び同月７日、主張書面の提出を受けた。

- １ 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められるべき点はない。

- ２ 本件支給制限処分の適法性及び妥当性について

- (１) 退職手当は、勤続報償としての性格を基調に、賃金の後払いとしての性格や生活保障としての性格が結合した複合的な性格を有しているものである一方、退職手当の支給制限処分は、公務員の非違行為の発生を抑止し、公務の公正性とこれに対する国民の信頼を確保する目的で行われる制裁であると解される。

従前の退職手当法では、退職手当の支給制限について、懲戒免職処分を受けた者に該当する者には一律に全額支給しないと規定していたが、「全額不支給を原則としつつ、非違の程度等に応じて、その一定割合を上限として一部を支給することが可能となるような制度を創設することが適当で

ある」との提言（「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会報告書」（平成20年6月4日））を踏まえて、改正案が立案され、国会審議の上、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年法律第95号）が成立し、退職手当法12条1項の規定が改められたとの経緯がある。

上記第1の1（2）のとおり、退職手当法12条1項は、退職をした者が、懲戒免職等処分を受けて退職をした者（同項1号）に該当するときは、退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任その他の政令で定める事情を勘案して、退職手当の支給制限処分を行うことができる旨規定し、当該政令で定める事情として、退職手当法施行令17条は7項目を定めており、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条は、上記の退職手当の性格と退職手当の支給制限処分の目的を踏まえ、各事情を総合的に検討するとしているものであると解される。

- （2）審査請求人は、上記第1の2（2）ア記載の本件各非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者であるから、退職手当管理機関である処分庁は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定により、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件各非違行為の内容及び程度、本件各非違行為をするに至った経緯、本件各非違行為後における審査請求人の言動、本件各非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件各非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、退職手当支給制限処分をすることができる。

そこで、本件支給制限処分について、上記の勘案すべき各事情について検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任について

審査請求人は、第1の2（2）ア（ア）及び（イ）に記載した本件非違行為1及び本件非違行為2は、職務に関連した非違に当たるのか疑問である旨主張する。

この点について、税務職員には特に厳正な服務規律の保持が求められると考えられるところ、審査請求人は、本件各非違行為当時（非行期間：平成29年11月から令和6年6月まで）、税務署の上席国税調査官として勤務していた者であって、適正な申告が行われているかどうかの調査・検

査等を行う立場にありながら、審査請求人及び親族らの不適切な申告を行った本件非違行為 1 及び本件非違行為 2 は、税務職員である審査請求人の職務に関連する非違行為と認められることは明らかである。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

イ 審査請求人の勤務の状況について

審査請求人は、過去に類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けた事実はないことから、本件支給制限処分を加重すべき事情は認められないが、国家公務員は、国民全体の奉仕者として法令を遵守し、職務に精励することが当然に求められているのであるから、本件支給制限処分について、軽減すべき事情も認められない。

ウ 本件各非違行為の内容及び程度について

審査請求人は、本件各非違行為により懲戒免職処分とされており、またその具体的な非違行為の内容は、審査請求人及び親族らに係る不適切な申告、扶養手当等の不正受給並びに勤務時間中の株取引など多岐にわたっている。

特に、本件非違行為 1 及び本件非違行為 2 については、処分庁から提出された申述記録書によれば、審査請求人は、少しでも税金を安くしたいという考えの下、税務署での確定申告書の審査基準を考慮した上で確定申告書に記載すべき金額を不正に調整し、審査請求人や親族らの税負担を免れ過大な還付金を受け取ったものであることから、審査請求人の故意に基づく極めて重大な非違行為といわざるを得ない。

審査請求人は、本件非違行為 1 について、実父が認知症を患っており障害者控除を適用して申告したことには理由があった旨を主張しているが、処分庁から提出された申述記録書によれば、令和 2 年分の年末調整で実父や実母を扶養控除の対象としたことについて何ら指摘されなかったことをよいことに、年末調整手続では何も事実確認をされることはない、人的な控除については税務署の還付審査で確認するはずはないという独自の考えの下、主治医等に確認することなく自己の判断により実父の障害者控除につき段階的に控除額を引き上げて適用していたのであり、これらは悪質性が高い行為であると考えられることから、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人は、本件非違行為 2 について、過去の実父の所得税等の確定申告において経費の計上漏れがあったことを理由に自身の申告を正当化する主張をしているが、概算経費などとして根拠のない金額を計上す

ることは不正な行為であり、この点についても審査請求人の主張は採用できない。

さらに、審査請求人は、本件非違行為3について、妻や子には給与を年間100万円以下に抑えるように伝えていることをもって年間100万円以下の収入であれば扶養手当等の申請に誤りが生じることはないと考えていたことなどを主張しているが、上記第1の2(2)ア(イ)のとおり、審査請求人は妻や次女に一定の収入があることを知りながら、実際の収入を確認せずに届出等を行っていたのであるから、審査請求人が妻や子の給与収入が年間100万円以下であると認識していたとは到底認められず、審査請求人の主張は採用できない。

さらに、審査請求人は、税務署の署幹部や監察官からの予防講話や、勤務時間中の株取引による処分に関する報道を受けた際の注意喚起などを受けていたにもかかわらず、令和2年4月10日から令和5年5月24日までの間、勤務時間中に株取引等を合計45回行っているところ（本件非違行為4）、審査請求人は、定められた勤務形態に従わず、勤務時間中の株取引の操作等を行い、少なくとも当該期間においては、職務に専念する義務を怠ったものであるといわざるを得ない。

したがって、審査請求人の主張はいずれも採用できず、本件各非違行為は、運用方針12条関係2号の規定に照らすと、退職手当等の一部不支給にとどめることを検討する余地がある場合として規定する同号イからニまでのいずれにも該当しない。

エ 本件非違行為に至った経緯について

審査請求人は、本件非違行為1及び本件非違行為2について、脱税にならない範囲で節税を検討していたものであって、所得金額を少なく調整して申告する等の脱税行為は行っていない旨主張するが、上記アに加え、審査請求人は、配当金額とそれに見合う源泉徴収税額の水増しなど金額の調整に当たっては税務署の審査において指摘されるかどうか、事後的に税務署から問合せが来るかどうかといったことを意識していたのであって、本件非違行為1及び本件非違行為2が不正な申告であることを十分に認識していたことは明らかである。したがって、本件非違行為1及び本件非違行為2は、少しでも税金を安くしたいという審査請求人の身勝手な動機によるものであって、審査請求人の主張は採用できず、その他に特に斟酌すべき点もない。

オ 本件非違行為後における審査請求人の言動について

審査請求人は、所属する税務署の総務係に対し、自主的に被扶養者の所得が分かる書類を提出したこと及び税務調査や監察官の調査に協力していたことに加え、追徴税額等について全額納付している旨主張する。

しかし、審査請求人は、非行監察が開始された後、自宅のパソコンに保存していた申告関係書類のデータを削除しているところ、処分庁から提出された申述記録書によれば、当該データの削除は監察官に確認されたくないと考えたことによるものであった。これは、パソコンのデータを意図的に削除して、非違の全容解明を遅らせるとともに、非違を隠蔽する行動をとったものと認められる。また、審査請求人は、監察官の取調べで実母に係る扶養控除及び障害者控除の要件を具備していないと指摘を受けたにも関わらず、引き続きこれらを適用した自身の令和5年分確定申告書を作成及び提出して不適切な確定申告を続けていた。

以上を踏まえると、仮に審査請求人が反省の意を示していたとしても、審査請求人の主張する上記行動をもって、審査請求人が非違による被害や悪影響を最小限にするための行動を取ったと評価することは相当ではなく、審査請求人の主張は採用できない。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

審査請求人は、税務署の上席国税調査官という立場にありながら、私的な目的のために、職務に関連する複数の非違行為（本件各非違行為）を行っていたのであり、税務職員には特に厳正な服務規律の保持が求められると考えられる中で、審査請求人のこれら本件各非違行為が、税務職員の公務の遂行、組織に与えた影響は大きいと認められる。

また、上記第1の2（2）のとおり、処分庁は、公表指針に基づき、本件各非違行為に係る懲戒処分の概要を公表しているところ、本件懲戒免職処分は、新聞各紙において報道されていることから、当該報道に触れた国民の税務行政に対する理解と信頼を著しく損なうこととなり、今後の税務行政の遂行に及ぼす支障は大きいと考えられる。

（3）結論

以上で検討したところによれば、本件支給制限処分は、処分庁が裁量権の範囲を逸脱又はその濫用をした違法又は不当なものとは認められない。

3 付言

本件支給制限処分の処分書には、行審法８２条１項の規定に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分書を受けた日」の翌日と記載されている（上記第１の２（３））。

しかし、審査請求期間について、行審法１８条１項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して３月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「処分書を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、退職手当法１２条１項各号の規定に基づく処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行審法１８条１項の規定に則し正しく記載して教示することが求められるところであるが、退職手当法１２条１項各号の規定による処分に係る様式は、教示の文言を含めて、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成２１年総務省令第２７号。以下「内閣官房令」という。）１条１項において別記様式第１として定められており、内閣官房令を所管する内閣官房（内閣人事局）は、令和４年度答申第３４号（退職手当支給制限処分に関する件）及び令和４年度答申第７８号（退職手当支払差止処分に関する件）における審査請求期間の教示についての付言を受け、内閣官房令について、行審法等の規定に則した記載とする所要の改正を行った。

この点について、審査庁に照会したところ、審査庁において特段の対応は行っていないとのことであるが、当該改正以後の処分について、審査請求期間の教示の誤りを改善されたい。

４ まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第３部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	